

令和2年10月19日開催
調 査

総務教育常任委員会資料

- 調査事件 8 福島町議会議員及び福島町長の選挙における
選挙運動の公営に関する条例の制定について …………… 1

総 務 課

調査事件 8 福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について

1 制定の目的について

公職選挙法の一部を改正する法律（令和2年法律第45号。）が令和2年6月12日に公布され、町村の選挙における立候補の環境を改善するため、選挙公営の対象を市と同様に拡大することと併せ、町村議会議員選挙においてもビラ頒布を解禁するとともに、供託金制度を導入することを目的としております。

施行期日は、公布の日から起算して6月を経過した日（令和2年12月12日）から施行され、選挙公営にあたっては福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例を制定する必要があります。

2 制定する条例（案）の内容について

(1) 町村議会議員選挙及び町村長選挙における公費負担の拡大

町村議会議員選挙及び町村長選挙に係る次の事項につき、条例による選挙公営の対象とするものであります。

- ①選挙運動用自動車の使用
- ②選挙運動用ビラの作成
- ③選挙運動用ポスターの作成

(2) 町村議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁

町村議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布を解禁することとし、その上限枚数を1,600枚とするものであります。

また、ビラの種類、頒布方法、規格等は市議会議員選挙と同様とするものであります。

【選挙運動用自動車等 公費負担の対象とその限度額】

公費負担の種類		公費負担の対象	限度額	(1)と(2)の契約はいずれか一つを選択する
(1)一般運送契約 (ハイヤー契約)		選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額(同一の日については1台に限る)	各日について 64,500円 (合計上限:322,500円) ※注	
選挙運動用自動車 (2)その他の契約	ア 自動車借入 契約(レンタル)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額(同一の日については1台に限る)	各日について 15,800円 (合計上限:79,000円)	
	イ 燃料供給 の契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	7,560円×選挙運動日数 (合計上限額:37,800円) ※各日における限度額は ありません。	
	ウ 運転手雇用 の契約	選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額(同一の日について1人に限る)	各日について 12,500円 (合計上限:62,500円)	
選挙運動用ポスター		作成単価に作成枚数を乗じた金額 なお、作成単価および作成枚数は以下のとおりです。 1.作成単価(1円未満の端数は切り上げて1円とする) (525円6銭×ポスター掲示場数+310,500円)÷ポスター掲示場数 ※令和元年8月の議会議員・町長選挙時の38箇所とした場合の 単価(525円6銭×38+310,500)÷38=8,697円 2.作成枚数の限度 ポスター掲示場数		
選挙運動用ビラ		議会議員選挙 1.作成枚数の上限 1,600枚 2.作成単価の上限 7円51銭 合計上限額:12,016円	町長選挙 1.作成枚数の上限 5,000枚 2.作成単価の上限 7円51銭 合計上限額:37,550円	

※注1 告示日から投票日前日までの5日間が算定の対象となります。

以降、合計上限と記載の箇所は、1日あたりの単価×5日間。

注2 限度額は、公職選挙法施行令に規定しています。

3 施行期日について

この条例は、令和2年12月12日から施行します。

4 条例制定により予想される増額経費

◇ 試算額は、議会議員選挙11名と町長選挙2名で試算しています。また、公費負担に係る経費の支出については、選挙後に各業者等からの請求に基づき町が業者に支払うこととなります。

※ 当該候補者に係る供託物が町に帰属しない場合（法定得票数以上）に限る。

【増額分】 …… 全員を限度額とした場合

(1) 町議会議員選挙

①-1	自動車借入代	(15,800円×5日)	×	(議員11人)	=	869,000円
①-2	自動車燃料代	(7,560円×5日)	×	〃	=	415,800円
①-3	運転手雇用代	(12,500円×5日)	×	〃	=	687,500円
②	ポスター作成代	(8,697円×38箇所)	×	〃	=	3,635,346円
③	ビラ作成代	12,016円	×	〃	=	132,176円
				<一人当たり=521,802円>	計	5,739,822円

(2) 町長選挙

①-1	自動車借入代	(15,800円×5日)	×	(町長2人)	=	158,000円
①-2	自動車燃料代	(7,560円×5日)	×	〃	=	75,600円
①-3	運転手雇用代	(12,500円×5日)	×	〃	=	125,000円
②	ポスター作成代	(8,697円×38箇所)	×	〃	=	660,972円
③	ビラ作成代	37,550円	×	〃	=	75,100円
				<一人当たり=547,336円>	計	1,094,672円
					合計	6,834,494円

5 町村議会議員選挙における供託金制度の導入

今回の公職選挙法の改正により、町村議会議員選挙にも新たに供託金制度が導入され、その額を15万円とするものであります。

また、供託物の没収点計算式は下記のとおりとなっています。

【供託物の没収点の計算式】

$$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{議員定数}} \times \frac{1}{10}$$

(令和元年8月16日執行 町議会議員選挙で仮計算した場合)

$$\frac{2,595 \text{ (有効投票総数)}}{10 \text{ 名 (議員定数)}} \times \frac{1}{10} = 25.95 \text{ 票}$$

※25.95票を超えない場合は、供託金を没収されます。

6 条例（案）について

福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、福島町議会議員及び福島町長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第7号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担に関して必要な事項を定めるものとする。

（選挙運動用自動車の使用の公費負担）

第2条 福島町議会議員及び福島町長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、**64,500円**に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなった場合には、同条第5項の規定による告示の日。第4条第2号イにおいて同じ。）までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により町に帰属することとならない場合に限る。

（選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出）

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次条第2号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、福島町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続）

第4条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自

動車運送事業者等に対し支払う。

- (1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が64,500円を超える場合には、**64,500円**）の合計金額
- (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約（以下「自動車借入契約」という）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が15,800円を超える場合には、**15,800円**）の合計金額
 - イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、**7,560円**に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の規定による届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り。）
 - ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が12,500円を超える場合には、**12,500円**）の合計金額

（契約の指定）

第5条 前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第1号に定める契約と同条第2号に定める契約とのいずれかが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担）

第6条 候補者は、第8条に規定する1枚当たりの作成単価の限度額に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出）

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続）

第8条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、**7円51銭**）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

（選挙運動用ポスターの作成の公費負担）

第9条 候補者は、第11条に定める額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

（選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出）

第10条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続）

第11条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が525円6銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に**310,500円**を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場

の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年12月12日から施行する。

1 選挙運動用ポスター代等の実績（令和元年度）

令和元年8月16日に執行した、福島町議会議員選挙時の選挙運動用ポスター等に係る費用の実績は下記のとおりとなっています。

- ① 選挙運動用自動車（運送契約、借入、運転手雇用等）
 ・ 運送契約及び借入並びに運転手雇用契約は、**実績なし**。
- ② 選挙運動用ポスター

最大	最小	平均
158,003 円	0 円	51,494 円

【参考】

ポスター1枚当たりの作成単価を、公職選挙法施行令どおりの単価で積算した場合**8,697円**となりますが、法令で定める単価のうち310,500円を200,000円と150,000円にした場合の作成単価は下記のとおりとなります。

$$\diamond A (525 \text{ 円} 6 \text{ 銭} \times 38 \text{ 箇所} + 200,000 \text{ 円}) \div 38 = \mathbf{5,789 \text{ 円}}$$

$$B (525 \text{ 円} 6 \text{ 銭} \times 38 \text{ 箇所} + 150,000 \text{ 円}) \div 38 = \mathbf{4,473 \text{ 円}}$$

・ポスター作製代に係る町負担金

$$\odot (8,697 \text{ 円} \times 38 \text{ 箇所}) = \mathbf{330,486 \text{ 円}} \quad \times 11 \text{ 人} = 3,635,346 \text{ 円}$$

$$A (5,789 \text{ 円} \times 38 \text{ 箇所}) = \mathbf{219,982 \text{ 円}} \quad \times 11 \text{ 人} = 2,419,802 \text{ 円}$$

$$B (4,473 \text{ 円} \times 38 \text{ 箇所}) = \mathbf{169,974 \text{ 円}} \quad \times 11 \text{ 人} = 1,869,714 \text{ 円}$$

・8,697円の場合との差額

$$A \quad 3,635,346 \text{ 円} - 2,419,802 \text{ 円} = 1,215,544 \text{ 円}$$

$$B \quad 3,635,346 \text{ 円} - 1,869,714 \text{ 円} = 1,765,632 \text{ 円}$$